

報告第 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 3 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成22年12月21日	143,007 円	東京都目黒区青葉台三丁目6番16号 H F 青葉台ビル3 F デザインエクスチェンジ株式会社 代表取締役 森谷 一彦	平成19年から平成22年までの間、相手方の著作物であるイラストソフトCD-ROMを相手方と合意したソフトウェア利用契約に違反し、複数の課で共同使用していたことにより、相手方に損害を与えた。